

平成30年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第17号

申立書記載罪名 虚偽有印公文書作成・同行使、公用文書等毀棄

検察官裁定罪名 虚偽有印公文書作成・同行使、公用文書毀棄

検察審査会認定罪名 虚偽有印公文書作成・同行使、公用文書毀棄

議決年月日 平成31年3月15日

議決書作成年月日 平成31年3月28日

議決の要旨

審査申立人

別紙のとおり

被疑者

佐川宣壽, 田中一穂, 迫田英典,
中尾睦, 田村嘉啓, 武内良樹,
池田靖, 飯塚厚, 古谷雅彦,
芹生太郎, 小西昭夫, 中村稔,
中村武浩, 塔崎隆文, 竹田純也,
橋本徹, 瀬川正志, 影山剛士,
和田直之, 井原康浩, 河野茂樹,
橋本博行, 石尾哲郎, 柏倉隆

不起訴処分をした検察官

大阪地方検察庁 檢察官検事 伊吹栄治

議決書の作成を補助した審査補助員 弁護士 葛井重直

上記被疑者らに対する虚偽有印公文書作成・同行使、公用文書毀棄
被疑事件（大阪地検平成30年検第8484号ないし8507号）につき、平成30年5月31日上記検察官がした各不起訴処分の当否に
関し、当検察審査会は、上記申立人らの申立てにより審査を行い、次

のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

1 虚偽有印公文書作成・同行使罪について

本件各不起訴処分はいずれも相当である。

2 公用文書毀棄罪について

(1) 被疑者佐川宣壽、同中尾睦、同田村嘉啓及び同中村稔に対する本件各不起訴処分はいずれも不当である。

(2) 被疑者田中一穂、同迫田英典、同武内良樹、同池田靖、同飯塚厚、同古谷雅彦、同芹生太郎、同小西昭夫、同中村武浩、同塔崎隆文、同竹田純也、同橋本徹、同瀬川正志、同影山剛士、同和田直之、同井原康浩、同河野茂樹、同橋本博行、同石尾哲郎及び同柏倉隆に対する本件各不起訴処分はいずれも相当である。

議 決 の 理 由

1 被疑事実の要旨

被疑者らは、共謀の上、各職務に関し、行使の目的で、平成29年2月下旬頃から同年4月頃までの間、東京都千代田区内の財務省及び大阪市内の近畿財務局において、国が学校法人森友学園（以下「森友学園」という。）との間で売買契約を締結した大阪府豊中市所在の国有地（以下「本件土地」という。）の処分に関する近畿財務局作成の決裁文書14通の記載の一部を削除、若しくは虚偽の内容に書き換えて改ざんし、もって公用文書を毀棄するとともに、虚偽の文書を作成し、それら文書を国会に開示し、また、会計検査院に提出して行使した。

2 檢察審査会の判断

当検察審査会が、本件各不起訴処分について判断した理由は、次の

とおりである。

(1) 虚偽公文書作成・同行使罪について

当検察審査会は、本件決裁文書の改変によって、内容が真実に合致しなくなったとまでは言えないと判断した。

よって、検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる証拠がない。

(2) 公用文書毀棄罪について

ア 本件決裁文書については、いずれも財務省理財局又は近畿財務局管財部が現に使用し、又は使用のために保管していた行政文書であり、公務所の用に供する文書に当たることは明らかであり、検察官もこれを認めている。

イ 一旦決裁を経た本件決裁文書について、事後的に改変を行ったことは、社会的常識から逸脱した行為であり、情報公開請求に対応し、国民の知る権利に応え、行政活動が適正かつ効率的に行われているかを国民に知らしめる公務員としての職務の遂行を妨げる行為であるといえるので、公用文書毀棄罪が成立すると考える。

ウ 各被疑者の判断

前記ア及びイを基に各被疑者について、以下検討する。

(ア) 被疑者佐川宣壽

国有財産行政を所掌する財務省理財局のトップであり、本件行為は自身の国会答弁に起因したものである。

実質的な指揮命令権を有しており、部下の供述等からしても、指示していないという本人の供述に信用性がない。仮に具体的な指示がなかったとしても、その責任は重大である。

(イ) 被疑者中尾睦

佐川局長に次ぐ地位にありながら、その指揮に疑義をはさむ

ことなく、変更箇所やその内容を検討しており、責任は重大である。

(ウ) 被疑者田村嘉啓

本件において、被疑者佐川及び被疑者中村稔の元で、近畿財務局に指示を行うとともに作業を進めている等、深い関与が認められ、責任は重大である。

(エ) 被疑者中村稔

本件において、財務省理財局全体の取りまとめや対外的な窓口を果たす総務課のトップとして、被疑者佐川に最も近い立場にあり、財務省理財局内及び近畿財務局に伝達する役目を担っていた等、中核的役割を果たしており、責任は重大である。

よって、前記(ア)ないし(エ)の各被疑者については、その関与の程度及び責任から、いずれも検察官の不起訴処分は納得できない。

(オ) 被疑者田中一穂、同迫田英典、同武内良樹、同池田靖、同飯塚厚、同古谷雅彦、同芹生太郎、同小西昭夫、同中村武浩、同塔崎隆文、同竹田純也、同橋本徹、同瀬川正志、同影山剛士、同和田直之、同井原康浩、同河野茂樹、同橋本博行、同石尾哲郎及び同柏倉隆

検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる証拠がない。

よって、本件不起訴記録並びに審査申立書及び審査申立人らが提出した資料等を精査し、慎重に審査した結果、上記趣旨のとおり議決するものであるが、当検察審査会として最後に付言すると、一旦決裁を経た決裁文書を改ざんする行為は、一般市民感覚からすると、いかなる理由があっても許されることではなく、言語道断の行為と考えるものである。

大阪第一検察審査会

